

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱を廃止する要綱

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱（平成27年7月1日施行）は廃止する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前にされた、この要綱による廃止前の奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）第5条の規定による認証の申請であって、この要綱の施行の際、適否の判定がされていないものについての適否の判定については、なお従前の例による。この場合において、当該判定による認証の有効期間は、令和9年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行前にされた、旧要綱第12条に規定する認証の更新の申請であって、この要綱の施行の際、適否の判定がされていないものについての適否の判定については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条の規定による認証（この要綱の施行後に第2項の規定によりなお従前の例によりされた判定による認証を含む。）又は旧要綱第12条の規定による認証の更新（この要綱の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた判定による認証の更新を含む。）については、当該認証の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。